

# 令和7年11月第11回 真庭市農業委員会総会 議事録

## 1. 開催日時 令和7年11月10日(月)

午前10時00分から午前10時35分

## 2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

## 3. 出席委員(41人)

会 長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原誉男

農業委員 1番 山懸将伸 2番 岡田耕平 3番 妹尾宗夫 4番 池田 実

5番 太田 明 6番 池田和道 7番 沼本通明 9番 入澤靖昭

10番 柴田博行 11番 松本正幸 12番 中山克己 13番 武村一夫

14番 吉岡 靖 15番 後藤 勤 16番 福島康夫 17番 池本 彰

推進委員 20番 平 義男 21番 梶原啓二 22番 西谷玲子 23番 中嶋久志

24番 井手宏治 25番 築澤安彦 27番 上田房次郎 28番 太安隆文

29番 白石壽平 30番 根本 章 31番 田中秀樹 33番 二宗貴志

34番 高谷明弘 36番 浅田光明 37番 戸田典宏 38番 各務和裕

39番 東郷朝夫 40番 山中正義 41番 池田久美子 42番 二若正次

44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行 46番 清水 晃

## 4. 欠席委員(4人)

農業委員 8番 樋口昌子

推進委員 26番 松下 功 32番 長尾 修 43番 高見寛二

## 5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第47号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告について

日程第4 報告第18号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨

主事 福井悠大 福田有子

## 7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長 皆さんおはようございます。  
ただいまから令和7年11月総会を開催いたします。  
それでは、会長よりご挨拶よろしく願いいたします。

会 長 おはようございます。大変ご苦労さまです。  
季節は立冬のほうも過ぎまして変わってきておりますけど、まだ南のほうでは台風26号が来て北上するんじゃないかというようなことも伝えられております。今後の気象がどうなっていくのか、非常に気になるところでございます。  
国のほうも新しい政権ができて、今日も予算委員会が開催されているようでございます。前政権は石破政権、米のほうを増産ということによっておられました。それが続くのかと思うたら、新政権の鈴木農水大臣でございますけど、ちょっと方向性が、どんなか分かんですけど、ちょっと自粛してみたいな感じであります。需要に応じて生産体制をつくっていくというようなことだろうというふうに思います。なかなかはっきりはしませんけど、生産者としては価格問題が一番の問題だろうというふうに思います。今後も何とか維持できるように、次の来年を頑張ろうというような体制ができるような価格に国のほうもしっかりと見直していただきたいというふうに思います。高市政権のほうも自給率をまずは45%まで、あとは100%まで上げるというようなことも言っておられます。どうなるか、非常に農政のほうも気になるところでございますけど。我々は真庭市内でございますのでしっかりと真庭市でできることを、市のほうとも話し合っただけで今後進めていければというふうに思います。意見書のほうも提出することとなっておりますので、皆さんのほうもまた今後よろしく願いたいというふうに思います。  
それでは、11月総会を開催いたします。よろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。  
それでは、会議を進めさせていただきます。  
本日欠席の委員は1名、8番委員から通告をいただいております。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中18名でございます。定足数に達しておりますので、11月総会が成立しておりますことをご報告いたします。  
それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条によりまして、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は会長よりお願いいたします。

議 長 それでは、これより議事に入ります。  
本日の日程は、お手元に配付しているとおりでございます。  
日程1、議事録署名委員の指名を行います。  
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただきますことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議 長 それでは、議事録署名委員は、3番、          委員、4番、          委員を指名いたします。  
日程2、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議

題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。

本日審議していただく案件は12件となります。

なお、2ページ目、番号8番についてですが、申請人からの申出があり、

美甘の[REDACTED]の4筆を取下げとし、美甘[REDACTED]、1筆のみの審議となります。

農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

それでは、議案の第1ページをお開きください。

番号1でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田1筆3,735㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんから説明をお願いいたします。

11番委員 議長。

議長 はい、11番委員。

11番委員 11番です。

番号1についてご説明いたします。

権利移転する事由の詳細ですけれども、譲渡人は病気を患い介護を受けています。営農組合に参加してこの田を耕作していましたが、隣の田を耕作している譲受人に購入をお願いしたところ、隣り合わせた田3枚を耕作していることもあり水管理もしやすいので購入することになりました。譲受人の耕作状況ですけれども、譲受人はブドウ、水稲、黒大豆などを精力的に栽培しています。農機具も、トラクター、管理機、草刈り機などを所有しています。労力不足は子や孫の手伝い、不定期の雇用などで補っています。水稲栽培は、営農組合に参加し作業を委託しております。その他指摘事項もありません。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、北房の譲渡人が、同じく北房の譲受人に、申請農地、田3筆2,285㎡、畑3筆410㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、15番委員さんから説明をお願いいたします。

15番委員 議長。

議長 はい、15番委員。

15番委員 15番委員です。

審議番号2について報告します。

権利移転を設定する理由ですが、今回の譲渡人と譲受人は親子関係です。譲受人と11月1日に現地で状況確認を行いました。今回権利移転された田畑は、■■■■地区が4筆で畑が2枚、田んぼが1枚、■■■■地区が2筆で田1枚です。畑2枚については、現在冬野菜が植えられており、田2枚は既に稲刈り後の耕うんが行われてしっかりと管理されていました。今まで親子で田畑の管理を行ってききましたが、親が高齢になってきたために無償贈与による権利移転を行うものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人の家族は母、本人、妻、子供3人で、主に母と本人で耕作を行っているようです。時々子供たちの手伝いを受けながら家族で農業を行っているとのこと。農業機械としては、草刈り機、管理機、トラクター、田植機などを所有しており、耕作に必要な農具は所有しているとのこと。今後も今までどおり農業を行うとのこと。その他指摘事項はありません。審議のほうよろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、畑1筆1,693㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、27番推進委員さんから説明をお願いいたします。

27番推進委員 はい。

議長 はい、27番推進委員。

27番推進委員 27番です。

今回の土地は、譲受人の会社の続き地になり、譲渡人は管理できる状態になく、弟が市外より来て草刈りなどをやってきましたが、もうできなくなって大変なので買ってくれないかとのことで、以前より知り合いでもあり仕方なく買うことにしたとのことでした。会社の続き地であるので、以前から今回の土地には柿の木が植えてあって、今回購入した後もその続き地に柿があるので、その柿を増植する予定だとのことでした。

以上です。よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田1筆1,966㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員 議長。

議長 はい、5番委員。

5番委員 5番委員です。

審議番号4番につきまして、11月1日に譲受人、譲渡人双方立会の下、現地確認及び調査を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は体の都合により自分で耕作することが困難なため、10年前から近所に住んでいる譲受人に耕作管理をお願いしておりました。このたびこの地域に土地改良、圃場整備の計画が持ち上がり、両者で今後の管理を話していたところ、譲渡人は今後も耕作ができないこともあり売買の話がまとまり、譲受人が申請地を取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人はライスセンターを営んでおり、この地域の水稲栽培を3ヘクタール弱ほど請負耕作をしております。その所有している農地は適正に活用し、農業を営んでおります。所有の農機具はもちろんでございますが、トラクター、コンバイン、田植機、管理機、それから草刈り機等を所有しております。申請地取得後も耕作せずに他人に売買とか賃貸等はいたしません。農業経営に必要な農作業に今後とも従事するものと認められます。

以上、その他の指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございました。

続きまして、番号5について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号5でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田1筆771㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。

34番推進委員 議長。

議長 はい、34番推進委員。

34番推進委員 担当推進委員34番です。

審議の5番について報告いたします。

確認は10月30日、現地確認を譲受人としました。また、11月8日に譲渡人と電話で確認しました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は現在倉敷に住んでおり、こちらに帰らないことから譲受人を探していたところ、本家との話がまとまり申請するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人が現在耕作している隣に申請地があり、今後も水稲をしていきたいとのこと。家族では息子さんがおり、手伝ってくれています。農業機械は全てそろっているとのこと。不耕作目的の取得ではありません。必要な農作業に常時従事すると認められます。その他の指摘事項もありません。審議方よろしくようお願いいたします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号6でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、畑1筆892㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいた

します。

14番委員 議長。

議長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

審議番号6番について報告します。

11月2日に譲受人立会いで現地を確認し、聞き取りを行いました。譲渡人には県南在住のため、電話で確認しました。申請地ですが、きれいに管理された茶畑です。譲受人と譲渡人の関係ですが、譲受人が母親で譲渡人が息子の嫁といった義理の親子の関係です。息子の嫁である譲渡人は旦那さんが亡くなったことから申請地の権利を取得することになったが、母親である譲受人への返還贈与を希望し、今回の申請となったものです。譲受人は現在高齢で菜園程度の農作業しかできませんが、今回の申請地は譲受人、母親夫婦らが数十年前にお茶を植栽し管理してきた畑です。管理ができなくなった十数年前より近くの製茶組合に管理してもらっており、今後も引き続き管理してもらおうとのことでした。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議案の2ページ目をお開きください。

番号7でございますが、市外の譲渡人が、美甘の譲受人に、申請農地、田1筆1,682㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 議長。

議長 はい、6番委員。

6番委員 6番委員でございます。

それでは、番号7の案件について説明させていただきます。

この案件は、田の売買によります所有権の移転の申請であります。11月5日に譲受人さんに聞き取り調査を行いました。譲渡人さんは県外に居住しておりまして、今後こちらのほうに帰り農業をすることもないので農地を処分したく相談しておりましたが、なかなか見つからないため、申請農地に接続しております譲受人さんに購入していただけないかと相談したところ、譲受人さんは車庫等のすぐそばで隣接地であり耕作放棄地解消のため等もありまして購入してもいいと売買が成立いたしました。耕作に必要な機械等は整備されておりまして何も問題ないと思われます。

その他指摘事項はありませんので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号8でございますが、冒頭でも申し上げましたとおり、申請人より取下げの申出があったため、美甘■■■■、1筆のみの審議となります。

市外の譲渡人が、久世の譲受人に、申請農地、田1筆1, 968㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、6番委員さんから説明をお願いいたします。

6番委員 議長。

議長 はい、6番委員。

6番委員 6番委員でございます。

それでは、番号8の案件について説明させていただきます。

この案件は、田の贈与によります所有権の移転の申請になります。11月6日に譲受人さんと現地に行きまして聞き取り調査をいたしました。譲渡人さんは県外に居住しておりまして、今後美甘のほうに帰ることもないので、農地を含めた家、山林等の財産を全部処分したく相談しておりましたが、買ってくれる人がなかなか見つからず苦慮しておりましたところ、譲受人がたまたま森林組合のほうに仕事の件で行ったときに譲渡人の財産処分の話を聞き、購入しないかと森林組合のほうから相談を受け、山林のほうを購入してもいいと言って山林等を買ったところ、譲渡人さんのほうから家、それから今上がっております農地をもらって欲しくないかという話がまいるまして、お互いの話がマッチングできまして贈与が成立しました。耕作に必要な機械等は父親が整備しており、必要に応じて手伝ってもらい耕作いたしますので何も問題ないと思われまます。その他指摘事項はありませんので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号9でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、田1筆3, 038㎡を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、41番推進委員さんから説明をお願いいたします。

41番推進委員 41番です。

議長 はい、41番推進委員。

41番推進委員 審議番号9番について説明させていただきます。

10月31日に譲渡人、譲受人に電話にて確認させていただきました。譲渡人、譲受人は伯父とおい、めいの関係で、譲渡人は県外で耕作される気もなく、おい、めいの2人に半分ずつ譲り渡されることになりました。現在、この田は8番委員さんが耕作されている隣の田で、譲渡人の親戚の知り合いの方がこの近辺辺りにトウモロコシやキャベツ、ソバなどを幅広く栽培されておられます。譲受人ですが、めいになられる方が東京在住ですけれども、月に1回は帰省されていて、この田をいつも確認されておられます。近年の異常気象で、早く帰って空気のきれいな蒜山で稲作や野菜作りをしたいとのことでした。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号10について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号10でございますが、市外の譲渡人が、八束の譲受人に、申請農地、田1筆2, 513㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員 議長。

議 長 はい、9番委員。

9番委員 9番です。

番号10について説明します。

現地調査のほうには11月2日、譲受人立会いで行っております。後日、譲渡人のほうには電話で確認しております。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人は現在県外在住ですが、約40年前まで譲受人の近所に住んでおり、譲受人とは知人同士であります。申請農地については、譲渡人が譲受人の近所に住んでいたときから譲受人に耕作を任せております。現在も同様に水稻を栽培しているということです。譲渡人は申請農地について、県外在住のため今後も管理できないということで今回の話がまとまったものです。譲受人の耕作状況ですが、農作業については妻、それから息子の3人で水稻を栽培しているということです。トラクター、田植機、草刈り機を所有しています。その他指摘事項は特にございません。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号11について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号11でございますが、市外の譲渡人が、川上の譲受人に、申請農地、畑1筆1, 342㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、44番推進委員さんから説明をお願いいたします。

44番推進委員 議長。

議 長 はい、44番推進委員。

44番推進委員 44番です。

番号11についてです。

11月1日に現地確認をし、2日に譲受人と電話で確認、5日に譲渡人と電話で確認しました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人の実家は近所で、現在譲渡人は市外に住んでいて、当地で耕作する意思はなく、現在申請地は牧草地の一部として酪農家が作付をされていますが、譲受人の所有する畑の向かいに位置していて、譲受人が耕作したいという申出をし、売買の話がまとまり譲受人が申請地を取得するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は退職後ブルーベリー園を経営しており、申請地取得後も必要な農作業に従事すると認められます。その他指

摘事項はありません。

以上、耕作状況及び従事日数等問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございまして。

続きまして、番号12について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号12でございますが、市外の譲渡人が、川上の譲受人に、申請農地、田1筆1, 884㎡を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、45番推進委員さんから説明をお願いいたします。

45番推進委員 議長。

議 長 はい、45番推進委員。

45番推進委員 45番です。

番号12につきまして、11月1日に譲受人に聞き取り調査を行い、現地確認をしました。譲渡人は岡山市在住のため、電話で確認を取りました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人は親戚関係です。申請地は、2年前父親が亡くなり譲渡人が相続いたしました。当該農地は譲受人が長年にわたり耕作して管理をしています。今回、譲受人の希望で売買の話がまとまり、所有権移転の申請をするものです。続きまして、譲受人の耕作状況等についてですが、譲受人は夫婦で農業をされており必要な農機具も所有し、農繁期には同じ敷地内に住む長男家族も手伝うなどしており問題はないと思われまます。その他指摘事項は特にありません。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございまして。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませぬか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませぬか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めまます。

よって、議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されまました。

続きまして、日程3、議案第47号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第47号について、3ページをご覧ください。

議案第47号、農用地利用集積等促進計画の公告について。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得すると同時に、受け手に対して転貸による賃貸借権設定を同時に行うもので、田23筆、畑6筆が賃貸借権設定されるものでございます。案といたしまして、令和7年12月10日付で公告の予定でございます。内容については全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手をお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第47号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、報告第18号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 報告第18号についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

報告第18号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の5件がございました。添付書類もそろってございましたので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 報告第18号について、質問、意見等ございましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

(午前10時35分 閉会)